# 意 見 一 覧

### (吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会 合同会議)

#### 議題

### (1)「火山活動が活発化した場合の避難計画」の一部修正に関する意見

| 項目等   | 委員名                 | 意見の内容  | 事務局の回答                             |
|---|---------------------|--|------------------------------------|
| 各所  | 東北大学<br>大学院<br>三浦 哲 | 連絡先電話番号が今回の修正で空欄<br>になった避難場所が散見される。通常<br>は無人の施設と思われるが、施設管理<br>者等の注釈を付けて電話番号を記載<br>すべき。 | 福島市との調整も踏まえ、意見のとおり修正する。            |
| 資料1-2-2_安達太<br>良山の火山活動が<br>活発化した場合の<br>避難計画【新旧対<br>照表】.pdf<br>p.7 | 東北大学<br>大学院<br>三浦 哲 | 「喧噪 192 号線」⇒「県道 192 号線」  | 関連する資料 2-1 該当箇所も<br>含め、意見のとおり修正する。 |

### (2) 県地域防災計画の修正に関する意見

| 項目等            | 委員名        | 意見の内容  | 事務局の回答  |
|----------------|------------|--|---|
| 5-2第1 火山災害予防対策 | 福島大学 長橋 良隆 | 現行案を下記のとおり変更 「県(危機管理総室)及び市町村は、 防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、火山地域の住民、登山者、 観光客等に対し、火山災害の危険性や異常現象を発見した場合の通報義務について周知・啓発を行う。」 ↓ 「県(危機管理総室)及び市町村は、 火山地域の住民、登山者、観光客等に対し、火山災害の危険性や異常現象を発見した場合の通報義務について、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、周知・啓発を行う。」 | 国の防災基本計画に準拠した<br>修正であるため、修正文言の<br>挿し込み位置は現行案を維持<br>することとする。 |

# (3) 火山シェルターの設置に向けた対応方針等に関する意見

| ( <u>U)                                    </u> | v K E I C I N                         | ハバスグルグリット サルステーの心が  |   |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 項目等   | 委員名                                   | 意見の内容   | 事務局の回答  |
| 協議事項 1 -② (費用)                                  | 二本松市長                                 | 「地元市町村等の関係機関と個別のケース毎に決定することとする」とされているが、あらかじめ総合計画への記載も必要と思われるため、予算化年度に対し余裕を持たせたスケジュールで、具体的な費用を示す必要があると思われる。      | 火山シェルターの設置に係る<br>関係機関との協議について<br>は、意見のあった点も踏まえ、<br>時間的余裕を持ったスケジュ<br>ールで進行してまいりたい。 |
|   | 磐梯山噴 火記念館 佐藤 公                        | 雪がない時期に、専門委員と現地で設<br>置場所の確認作業が必要である   | 意見のとおり、火山シェルターの設置にあたっては専門性を有した適切な体制での現地確認を実施することとしたい。                             |
| 協議事項 1 -② (費用)                                  | 二本松市<br>観光連盟<br>会長                    | 「地元市町村等の関係機関と個別のケース毎に決定することとする」とされているが、あらかじめ総合計画への記載も必要と思われるため、予算化年度に対し余裕を持たせたスケジュールで、具体的な費用を示す必要があると思われる。      | 火山シェルターの設置に係る<br>関係機関との協議について<br>は、意見のあった点も踏まえ、<br>時間的余裕を持ったスケジュ<br>ールで進行してまいりたい。 |
| 法令手続きについて                                       | 環 解 選 解 選 解 選 解 選 解 選 務 正 護 正 選 理 企 画 | 磐梯朝日国立公園内の許認可手続き<br>については、火山防災の公益上必要な<br>観点と景観の保護上の支障の観点の<br>比較衡量の上、判断をします。<br>計画・設計段階から随時、相談・調整<br>いただければ幸いです。 | 意見を踏まえ、国立公園内の<br>許認可手続きについては、検<br>討・検討の進捗を踏まえ、なる<br>べく早期での相談や協議を実<br>施してまいりたい。    |

# (4) 火山防災対策事業の実施に関する意見

| 項目等 | 委員名                  | 意見の内容  | 事務局の回答  |
|-----|----------------------|--|---|
|     | 磐梯山噴<br>火記念館<br>佐藤 公 | 火山防災シンポジウムを確実に開催<br>するために、早い時期に担当者と打ち<br>合わせをしたい | 火山防災シンポジウムの開催<br>に向けては、令和7年度の適<br>切な時期に必要な機関との検<br>討を開始できるよう、調整を<br>進めてまいりたい。 |

### その他

# 1 「吾妻山の噴火警戒レベル判定基準とその解説」の一部修正(福島地方気象台)に関する意見

| 委員名             | 意見の内容   |  |  |
|-----------------|---|--|--|
| 東北大学大学院<br>三浦 哲 | p. 1:<br>「1331 年にマグマの噴出があった他は全て水蒸気噴火であった」<br>⇒長谷川・他(2023、火山、第 68 巻、p. 189-196)により、1893 年の噴火はマグマ<br>放出を伴っていたことが報告されており、修正すべき。また、上記文献を参考資料<br>に加えるべき。 |  |  |

# 2 各委員からの提案・報告等

| 委員名           | 意見の内容  |
|---------------|--|
| 茨城大学<br>藤縄 明彦 | 県民、住民、観光客の安全安心のため、住民自身はじめ、観光、防災行政に携わる多くの方々(該当職在職期間に限らず)に、もっと火山に関する正しい知識の普及、啓蒙活動が必要と感じます.<br>先ずは火山を知るための各種イベントに関連する活動情報の周知、できればストライクゾーンを広くとって、積極的な参加を促す事も、普及、啓蒙の進展に役立つ一歩だと考えます.場合によっては行政などの火山関係担当職に(異動などにより)就かれた方への火山知識の研修のための現地見学会なども有効かと思います.<br>自分も学識経験者として可能な限り活動を致したいと思いますので、関係各位の方々のご協力御援助をよろしくお願いしたいと存じます. |
| 磐梯山噴火記念館 佐藤 公 | 火山ガス対策は喫緊の課題である。<br>高湯で温泉開催される学習会に、福島県も福島市も参加し、今後の安全作業マニュ<br>アルの作成には、福島県がイニシアチブを取り、全県的なものにしていくべきであ<br>る。   |